石 教 互 第 １ ４ 号
令和５年４月１１日

所 属 所 長　様

一般財団法人石川県教職員互助会
理 事 長　北 野　喜 樹
（ 公 印 省 略 ）

「観劇等補助」事業の実施について

日頃から教職員互助会（以下「互助会」という。）事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

互助会では、会員が芸術や文化に触れ、その教養を高めることを促す機会とするため、演劇など互助会が選定した公演等について、その入場料金の一部補助を行います。

つきましては、下記のとおり実施しますので、会員に周知願います。

記

１ 補助対象及び補助額

会員が購入した次の公演等の前売券又は当日券について補助する。
（会員本人の入場に限る。）

<table>
<tr><td>補助対象施設等</td><td>1,000 円以上の令和５年度公演
（ 通 年 ）</td><td rowspan="5">１公演あたりの補助額は1,000 円とし、
会員一人あたり年度内３公演までとする</td></tr>
<tr><td>能登演劇堂</td><td rowspan="4">対象公演は別紙一覧のとおり</td></tr>
<tr><td>県立音楽堂</td></tr>
<tr><td>県立能楽堂</td></tr>
<tr><td>いしかわ百万石
文化祭２０２３</td></tr>
</table>

２ 請求方法及び給付

・別添の「観劇等補助請求書（以下「請求書」という。）」に所定の事項を記入のうえ、会員が上記補助対象施設等の窓口、プレイガイド、インターネットで購入した、**公演名、公演日及び金額（1,000 円以上）が記載された支払いがわかるもの（領収書、チケット半券など）**を添付し、互助会へ請求する。

・請求書は、互助会ホームページの会員専用ページお知らせ画面又はスマートスクールネットからもダウンロードできます。

・請求は事実発生（公演日）から２年以内に行ってください。

・補助金は、互助会給付金等の登録口座に振込みます。

３ 留意事項

・互助会でチケットの斡旋販売は行っていません。

・互助会への請求は公演終了後に行ってください。公演日に会員である場合に限り補助します。

・チケット購入後に主催者側の事情による中止及び本人の都合でキャンセルした場合は補助できません。

・転売目的によるチケット購入は禁止されています。請求があっても補助できません。

（事務担当）
〒920-8575
金沢市鞍月１丁目１番地
一般財団法人石川県教職員互助会
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977